

○福井県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の分限の手続及び効果に関する条例

〔 令和2年2月25日 〕
〔 条例第2号 〕

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の意に反する免職、休職等の手続及び効果に関し規定することを目的とする。

（免職の手続）

第2条 任命権者は、法第28条第1項各号の規定により会計年度任用職員を免職しようとする場合は、次に掲げる手続をとらなければならない。

- (1) 第1号の事由による場合においては、考課表又は勤務成績を評定するに足ると認められる資料により、その会計年度任用職員の勤務実績が明らかに不良であることを確認すること。
- (2) 第2号の事由による場合においては、広域連合長の指定する医師2名以上の診定により、その会計年度任用職員が心身の著しい故障等により職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことを確認すること。
- (3) 第3号の事由による場合においては、職務を円滑に遂行するに必要な適格性を欠くに至ったことを確認すること。
- (4) 第4号の事由による場合においては、任命権者は前3号並に諸種の事情を考慮して定め1ヶ月以前に予告すること。

（休職の手続）

第3条 任命権者は、法第28条第2項による事由のほか法第28条第1項各号の事由が生じた場合においては、情状によりその会計年度任用職員をその意に反して休職を命ずることができる。

2 法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして会計年度任用職員を休職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして会計年度任用職員を休職する場合においては、医師を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

（休職の期間）

第4条 前条の事由により休職を命ぜられた会計年度任用職員の休職期間は、法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内とする。この場合、任命権者は、休職の期間中であつてもその事由が消滅したと認めるときは、すみやかに復職を命じなければならない。

2 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

（休職の効果）

第5条 休職を命じられた会計年度任用職員は、会計年度任用職員としての身分を保有するが職務に従事しない。

2 第3条の事由により休職を命じられた会計年度任用職員については、その期間中これに給料月額額の100分の60以内を支給することができる。

（降給の基準）

第6条 任命権者は、会計年度任用職員が次の各号の一に該当するに至った場合においては、その意に反してこれを降給することができる。

第4編 人事（福井県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の分限の手続及び効果に関する条例）

(1) 考課表又は勤務成績を評定するに足ると認められる資料によりその会計年度任用職員の勤務実績がよくないと認めた場合

(2) 心身の故障等の事由により会計年度任用職員の能率が低下したと認めた場合

（分限の手続）

第7条 会計年度任用職員の意に反する免職若しくは休職、又は降給の処分は、その旨を記載した書面を当該会計年度任用職員に交付して行わなければならない。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。